

	手続種類	提出期限	提出 部数* <sup>1</sup>	添付書類* <sup>2</sup>	手数料* <sup>3</sup>
特例店舗販売業	許可申請	都度	1部	(1) 法人にあっては登記事項証明書 (2) 店舗平面図、周辺の略地図 (3) 取扱品目一覧表	29,000円
	特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請	都度	1部	申請品目の仕様書等 注)原則として許可証書換え申請と同時に提出する	—
	許可更新申請	有効期限 30日前	1部		11,000円
	廃止(休止・再開)届出	廃止から 30日以内	1部	当該許可証	—
	変更届(事前)* <sup>4</sup>	事前に	1部	変更に関する書類	—
	変更届(事後)* <sup>5</sup>	変更から 30日以内	1部	変更に関する書類	—
	許可証書換え交付申請	変更から 30日以内	1部	当該許可証	2,000円
	許可証再交付申請	都度	1部	汚損の場合は当該許可証	2,900円

\*1: 控えを希望される場合は、更に1部御用意ください

\*2: 添付書類については、既に同一の書類が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて静岡県知事宛に提出されている場合、各書類の参考事項欄に下記2点を記入することで省略が可能です。

①省略する書類の名称、②省略する書類を添付し提出した申請(届出)書の名称とその提出年月日

\*3: 手数料については、静岡県収入証紙で御用意ください

\*4: 変更届(事前)の対象となるものは以下の4項目です

- ①相談に応ずる電話番号その他の連絡先
- ②特定販売の実施の有無
- ③第92条第4項各号に掲げる事項
- ④店舗の名称

\*5: 変更届(事後)の対象となるものは以下の7項目です

- ①店舗販売業者の氏名もしくは名称又は住所
- ②店舗の構造設備の主要部分
- ③法人であるときは、その業務を行う役員
- ④当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第92条第3項各号に掲げる区分
- ⑤店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、その当該業務の種類
- ⑥取り扱う医薬品の品目(変更届で取り扱えるのは、品目を廃止する場合には限りません。品目の追加・変更の手続きは、専用様式にて届出てください。)